

○寒川町まちづくり推進会議規則

(平成 19 年 2 月 27 日規則第 4 号)

改正 平成 19 年 9 月 18 日規則第 25 号平成 25 年 3 月 1 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町自治基本条例(平成 18 年寒川町条例第 32 号)第 30 条の規定に基づく寒川町まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民 6 人以内
- (2) 町議会の議員 2 人以内
- (3) 町教育委員会の委員 1 人
- (4) 町農業委員会の委員 1 人
- (5) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員 9 人以内
- (6) 学識経験を有する者 1 人

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 推進会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 5 条 会長は、会議の議事録を会議後速やかに作成し、公表するものとする。

(平 19 規則 25・全改)

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、町民部協働文化推進課において処理する。

(平 25 規則 2・一部改正)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 18 日規則第 25 号)

この規則は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日規則第 2 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。